

第4 労災保険の特別加入制度について

1 特別加入制度の概要

労災保険は、国内の労働者（外国人を含む）の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者ではない者については対象外とされています。

特別加入とは、業務の実態・災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、任意で労災保険への加入を認める制度であり、特別加入を認める者の範囲を次のとおり定めています。

特別加入の種類	中小事業主等	一人親方等	特定作業従事者	海外派遣者
対象者	労働者以外			<ul style="list-style-type: none"> ・国内の事業（有期事業を除く）から海外の事業へ派遣される労働者・事業主等 ・JICA等団体から発展途上地域に派遣される者
	労働者の雇用見込が年間100日以上 [※] の事業を行う中小事業主、役員、家族従事者	労働者を雇わず [※] もしくは、労働者の雇用見込が年間100日未満 [※] の事業を行う者、家族従事者	省令で定める特定の作業（危険有害な作業等）に従事する者	
	労働保険事務組合へ事務を委託している者	業種（作業）別の特別加入団体へ加入している者		
業種等限定	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業 ・建設業の一人親方 ・漁船による自営業者 ・林業の一人親方 ・医薬品の配置販売業者 ・再生資源取扱業者 ・船員法第一条に規定する船員が行う事業 ・柔道整復師 ・創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 ・歯科技工士 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定農作業従事者 ・指定農業機械作業従事者 ・職場適応訓練受講者 ・事業主団体等委託訓練従事者 ・家内労働者又はその補助者が行う作業（金属等の加工、洋食器加工、履物等の加工、仏壇及び食器の加工作業、陶磁器製造の作業、動力機械による作業） ・労働組合等常勤役員 ・介護作業従事者及び家事支援従事者 ・芸能関係作業従事者 ・アニメーション制作作業従事者 ・情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外に事業主等として派遣される場合、海外企業規模は、労働者300人（卸売又はサービス業100人、金融・保険・不動産又は小売業50人）以下
申請を行う者	中小事業主	特別加入団体		海外派遣元事業主、団体
徴収法上の区分	第一種特別加入者	第二種特別加入者		第三種特別加入者

2 第一種特別加入者（中小事業主等）

(1) 加入申請手続

特別加入するには、「特別加入申請書（中小事業主等）（様式第34号の7）」を労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。この事務処理は、事務組合を通じて行うことになります。

また、加入申請に対する労働局長の承認については、当該加入申請の日の翌日から起

算して30日の範囲内において申請者が加入を希望する日が承認年月日となります（**任意加入ですので、遡及して承認することはできません**）。

ア 中小事業主とその事業に常態として従事している家族従事者、又は法人の場合の役員（労働者以外の者）がいるときはそれらの者**全員を包括して加入申請**しなければなりません。

ただし、中小事業主が就業実態のない場合は、加入申請書に「**理由書**（P76参照）」を添付することにより、包括加入の対象から除外することができます。

※同居の親族は原則として労働基準法上の「労働者」には該当しないため、業務に従事する場合は特別加入となりますが、一定の条件を満たすものについては、「労働者」として取り扱われ、特別加入とならないことがあります。

イ 建設事業の下請を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取り扱われます。

ウ 中小事業主等の特別加入は、労働者に係る保険関係に組み込まれることによって行われるので、2以上の事業を行っている中小事業主等がこれらの全ての事業に特別加入しようとするときは、原則として**それぞれの事業ごと**に、成立している保険関係に基づいて**全て特別加入しなければなりません**。

（2）特別加入前に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する者のうち、以下の特別加入予定業務の種類ごとに定められた従事期間を超えて従事したことがある場合には、**特別加入前に健康診断**を受ける必要があります。（ただし、既に特別加入している者で、空き期間がなく「委託換えによる特別加入継続」「第一種⇔第二種特別加入」となる場合は、健康診断は必要ありません。）

特別加入予定の業務の種類 (P78～80参照)	特別加入前に左記の業務に 従事した期間（通算期間）
粉じん作業を行う業務	3年
身体に振動を与える業務	1年
鉛業務	6か月
有機・特別有機溶剤業務	6か月

（3）承認基準

中小事業主等の特別加入は、次のすべての基準に合致することが必要です。

ア その事業について保険関係が成立していること

イ その事業に係る労働保険事務が事務組合に委託されていること

ウ 常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業の場合は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下の労働者を使用する事業主であり、労働者を使用する日の合計が、年間100日以上となることが見込まれること

※100日未満の場合は、ただちに地位が消滅するものではありませんが、雇用計画等の確認を要します。

エ 特別加入申請書の「業務の内容」欄に、従事する業務の具体的内容及び使用労働者の所定労働時間及び休憩時間が記載されていること

（4）変更及び脱退

特別加入承認後、次の事項に変更があったときは、「特別加入に関する変更届／特別

加入 脱退申請書(様式第34号の8)」を、遅滞なく労働局長に提出しなければなりません。(特別加入者全員が脱退しようとするときは、「特別加入脱退申請書」に○を付けて提出)

なお、**変更年月日は届出の日の翌日、脱退年月日は届出の日の当日から起算して30日の範囲内の変更・脱退を希望する日**となります。

- ア 事業主の氏名、事業主の行う事業に従事する者の氏名
- イ 従事する業務又は作業の内容
- ウ 事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係
- エ 新たに事業主又は事業主の行う事業に従事する者となった者があるとき
- オ 事業主又は事業主の行う事業に従事する者でなくなったとき

(5) 特別加入者の地位の自動消滅

「委託解除、役員退任、死亡、離職」などにより、特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、その事業に係る特別加入者の**地位が自動的に消滅**します。

ア 委託解除の場合

委託解除届(様式第15号)を提出することにより、委託解除日と同日で特別加入も脱退となりますので、特別加入脱退申請書は不要です。

イ 委託解除以外の事由の場合

「特別加入に関する変更届」(一部脱退)又は「特別加入脱退申請書」(全員脱退)の提出が必要です。“異動年月日”と“脱退(変更決定)を希望する日”は、その事由が発生した日となります。

また、**遡及して脱退する**場合、「特別加入に関する変更届」等の**余白に事由を記載し、その年月日を確認できる書類の写し**(住民票、戸籍謄本等、死亡の事実が掲載された広報誌、お悔やみ欄の写し、社会保険や雇用保険の資格喪失を確認できる書類)を必ず添付願います。**書類の添付がない場合、遡及脱退は認められません。**

自動消滅以外の理由(高齢のため、経済的事情、不要となった等)の場合、遡及脱退は認められていませんので特にご留意願います。

(6) 委託する事務組合の変更

特別加入者である中小事業主が委託先の変更を行う場合、旧事務組合を委託解除した日の翌日に新事務組合へ委託開始するときに限り、旧事務組合を委託解除した日をもって特別加入脱退を希望する場合を除き、特別加入者の地位は継続されます。

なお、地位の継続は同一内容の場合に限られ、内容を変更する場合は改めて加入し直す必要があります。

新事務組合でも引き続き特別加入の継続を希望する場合には、「保険関係成立届(事務処理委託届)」を**遅滞なく**提出してください。

提出の際には保険関係成立届(事務処理委託届)の下部余白部分に「**委託換え 特別加入継続希望**」と朱書き(成立届を電子申請する場合は、コメント欄に入力)のうえ、旧事務組合から発行される「**労働保険事務等委託解除通知書**(組様式第11号)」の**写し**を添付してください。

なお、保険関係成立届(事務処理委託届)の提出前に災害が発生した場合、原則として給付を受けられないこととなりますのでご留意ください。

3 第二種特別加入者（一人親方等及び特定作業従事者）

（1）一人親方等の特別加入の申請手続

中小事業主等の特別加入の場合と異なり、労働者についての保険関係がありませんので、特別加入団体を適用事業、その代表者を事業主とみなし、その団体の構成員をその団体に使用される労働者とみなして、適用事業の保険関係と同様に取り扱われます。この場合、当該団体は、すべて継続事業として取り扱われます。

ア 特別加入にあたっての前提要件

（ア）団体の構成員であること

特別加入団体が加入単位となります。団体が法人であるか任意の団体であるかは問いません。団体は、特別加入が認められますと、事業主とみなされ保険料の納付など、一切の労働保険事務を処理することになります。

（イ）特別加入前の健康診断

「第一種特別加入者」と同様です。

イ 特別加入のための申請手続

（ア）加入するためには、特別加入団体が「特別加入申請書（一人親方等）（様式第34号の10）」を労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。本来は、当該団体が承認申請をするのですが、労働保険事務の処理を事務組合に委託している際の事務処理は、事務組合を通じて行うこととなります。この場合の提出先も、労働局長になります。

なお、特別加入申請に対する労働局長の承認年月日については、当該**加入申請の日の翌日から起算して30日の範囲内の申請者が加入を希望する日**となります。

（イ）特別加入内容に変更が生じた場合は、「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」により、変更承認を受けることとなります。

ウ 特別加入申請書等の記載に当たっての注意

「特別加入申請書」に記載する事項の「特別加入予定者の氏名（フリガナ）・生年月日」欄、「除染作業の有無、従事する特定業務」欄、「希望する給付基礎日額」欄などは、第一種特別加入者の場合と同様です。

なお、「業務又は作業の内容」については、具体的に記載することが必要です。

（2）特別加入の地位の消滅

ア 自動消滅の場合

「事業廃止、死亡、役員退任、特別加入団体の構成員ではなくなった」等特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、特別加入者の**地位が自動的に消滅**します。

この場合、「特別加入に関する変更届（様式第34号の8）」の提出が必要となり、「異動年月日」と「変更決定を希望する日」は、その事由が発生した日となります。

また、**遡及して脱退**する場合、その事由を「特別加入に関する変更届」余白に記載し、「**確認できる書類の写し**」（※第一種特別加入者の場合と同じ）を必ず添付願います。**書類の添付がない場合、遡及脱退は認められません。**

イ 自動消滅以外の場合

自動消滅以外の理由（経済的理由や必要がなくなった等）であっても「特別加入に関する変更届（様式第34号の8）」の提出が必要となります。**この場合の遡及脱退は認められていませんので、特にご留意願います。**

(3) 加入団体の承認基準（新たな加入団体をつくる場合）

次のすべての基準に合致することが必要です。

- ア 加入申請をする団体は、一人親方その他の自営業者の**相当数を構成員**とするものであること
- イ 構成員の範囲、構成員たる**地位の得喪の手續等が明確**であること。その他団体の組織運営方法などが整備されていること（団体は、法人でも任意団体でもかまわない）
- ウ 労働保険事務処理の行為が、その団体の**定款、規約などで規定**されている事業目的、内容から正当なものと認められること
- エ その団体の事務体制、財務内容からみて、労働保険事務を確実に**処理する能力がある**こと
- オ その団体及び構成員の存する地区が、基本的に北海道内であること
- カ 「特別加入申請書」の「業務又は作業の内容」欄が、特別加入できる業務の範囲内において、各人の業務又は作業の具体的内容を明らかにするものであること
- キ **業務災害の防止に関する規定**が整備され、かつ、それを構成員に遵守させることが可能な体制であること

(4) 特別加入団体が事務処理を行うことができる区域

原則、北海道内で設立した特別加入団体は、北海道及び青森県内の構成員の事務処理を行うことが承認基準ですが、他都府県の一人親方等を構成員とすることもできます。

その場合は、他都府県の構成員に対し、災害防止措置に関する研修等を実施していただく必要があります、要件は次のとおりです。

- ア 「特別加入団体における事務処理を行うことができる区域にかかる申出書」を北海道労働局に提出していること。
- イ その後、毎年4月末までに、「特別加入団体における災害防止措置に係る報告書」にて、前年度の研修実施状況（次第、写真等の実施時の実態がわかる資料を添付すること）及び当年度の研修等実施計画を北海道労働局あて報告すること。

4 第三種特別加入者（海外派遣者）

(1) 労働保険番号

基幹番号は末尾8を使用し、枝番号は301から順に振り出すこととなります。末尾8を付与されていない事務組合は、「基幹番号追加付与願」により番号を取得してください。

(2) 申請書類

提出先、加入等希望日・労働局長の承認日については、第一種特別加入者と同じですが、様式は海外派遣専用のもとなっています。

ア 「特別加入申請書（海外派遣者）（様式第34号の11）」

イ 「特別加入に関する変更届／特別加入脱退申請書（様式第34号の12）」

ア、イいずれの場合も、業務内容欄に派遣期間を付した記載をお願いします。

各種記載例については、厚生労働省ホームページに掲載されている「特別加入制度のしおり（海外派遣者用）」をご覧ください。

(3) 派遣と出張について

ア 「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者です。

所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられます。

イ 「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者又はその事業場の使用者（事業主以外の方）です。

特別加入の手続を行っていないければ、労災保険による給付を受けられません。

5 給付基礎日額

(1) 給付基礎日額の決定について

給付基礎日額は労働保険料を算定する場合や保険給付を受ける場合の基礎となるので、特別加入者の所得等に相応した額を選択してください。（公的機関発行の所得証明書を求める場合があります。）

(2) 給付基礎日額の変更について（※特別加入した初年度については変更できません）

既に特別加入されている方の給付基礎日額の変更については、**事前申請期間**として「**3月2日から3月31日まで**」に、労働局長へ「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を提出する方法（全ての特別加入者において有効）があります。

また、**事後申請期間**として**年度更新期間**「**6月1日から7月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで**」に、第一種及び第三種特別加入者については「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を提出する方法、又は年度更新の「保険料申告書内訳へ、変更の表示、変更後の金額を記載する」方法があり、第二種特別加入者については「給付基礎日額変更申請書」を提出する方法があります。

いずれの場合であっても、**変更は一年に一回限り**となっており、**事後申請**においては、**下記①②の期間に労災事故が発生していた場合には、給付基礎日額の変更が認められないこと**となっていますので、ご留意願います。

① 4月1日から、年度更新期間中に給付基礎日額変更申請書を提出するまでの期間

② 4月1日から、年度更新期間中に年度更新用の保険料申告書内訳を提出するまでの期間（第一種・三種のみ）

6 特別加入保険料の算定について

(1) 新たに特別加入者となった者

	申請の承認年月日	特別加入保険料の算定
特別加入申請書 (様式第34号の7) (様式第34号の10) (様式第34号の11)	申請の翌日から起算して30日の範囲内において加入申請者が加入を希望する日。 ただし、希望する日以後の日の受付となる場合は、受付日の翌日。	「承認月日」の属する月より算定。 ただし、海外派遣者が「承認月日」以降に派遣される場合は、その派遣期間の初日の属する月より算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	届出の日の翌日から起算して30日の範囲内において届出を行う者が変更（追加加入）を希望する日。 ただし、希望する日以後の日の受付となる場合は、受付日の翌日。	上記と同じ

(2) 特別加入者に該当しなくなった者

	申請の承認年月日	特別加入保険料の算定
特別加入脱退申請書 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	申請の日から起算して30日の範囲内において、申請者が脱退を希望する日。当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取扱う。 ただし、脱退を希望する日以後の日の受付となる場合は、 受付日が脱退日 となります。	「承認月日」の属する月まで算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	届出日から起算して30日の範囲内において、申請者が脱退を希望する日。当該変更の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取扱う。 ただし、脱退を希望する日以後の日の受付となる場合は、 受付日が脱退日 となります。	特別加入者でなくなった者の「異動年月日」の属する月まで算定。

※脱退申請（変更届によるものを含む）について、郵便事情により、労働局の受付が、脱退希望月の翌月になった場合は、保険料が1月分増えてしまうことになります。申請書は、余裕を持って送付してください。（やむを得ない事情により期限当日の提出となる場合は、労働基準監督署に持ち込むこともできます。）

例) 3月31日脱退を希望し、3月30日に発送した（保険料は3月分まで納付予定）。



労働局に4月1日に到着した。

4月1日が脱退日となり、4月分の保険料まで納付することとなる。

7 申請に対する通知

(1) 通知書の種類

- ア 特様式第1号「特別加入承認 兼 特別加入者の給付基礎日額決定 通知書」…A
- イ 特様式第1号の2「特別加入脱退承認通知書」…B
- ウ 特様式第1号の3「特別加入者の給付基礎日額決定通知書」…C
- エ 特様式第3号「加入不承認通知書」…D

	種 別	健診	通知書	補 足
承 認	特別加入申請書	有/無	A	※
	特別加入に関する変更届（一部加入）	有	A	※
		無	C	
	特別加入に関する変更届（一部脱退）	/	無	
	特別加入に関する変更届（事項変更）		C	
特別加入脱退申請書	/	B		
不 承 認	特別加入申請書	有/無	D	例：健康診断結果を証明する書類の提出がない 等
	特別加入に関する変更届（一部加入）	有/無		

※加入時健診「有」の場合、健康の状態により、「特定業務制限付き承認」又は「不承認」となる場合があります。

(2) 留意事項

3～6月は受付が集中し、通知までに日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

【特別加入関係様式ダウンロードについて】

労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

(参考資料P2参照)

【特別加入パンフレット】

厚生労働省ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

厚生労働省ホームページのトップページ > 右上の検索窓で「労災保険への特別加入」

- ・特別加入制度のしおり（中小事業主等用）（一人親方その他の自営業者用）
（特定作業従事者用）（海外派遣者用）
- ・農業者のための特別加入制度について

8 一括有期事業に係る中小事業主等の特別加入について

建設の事業（末尾5・一括有期事業）に係る特別加入者の業務内容に営業等の事務所業務を含めることはできません。

なお、既に承認を受けられている特別加入者の「業務の内容」欄において営業等の事務所業務の内容が記載されている場合には、当該箇所を削除した変更届の提出をお願いします。

事業主などの特別加入者が営業等の事務作業に従事している場合には末尾5の他、末尾6でも特別加入する必要があります。

<共通>

1. 申請及び届出の様式は「**新様式**」であるか。(H27.1以降新様式で統一)
※厚生労働省ホームページの「ダウンロード(OCR)様式」を印刷し使用。
2. 「**氏名のフリガナ**」、「**生年月日**」を記載しているか。
3. 「**労働者の所定労働時間及び休憩時間**」を記載しているか。(休憩は、シフトにより○～○時において○時間、随時等でも可。第二種特別加入者の場合は記載不要)
4. **業務内容欄に「労働者の立場で行う業務内容」**を記載しているか。(例・経営全般、役員会への出席等の記載は不可)
5. 「**末尾番号**」と「**業務内容**」が一致しているか。(特に建設の事業において、一括有期事業(末尾5)に「事務所業務」を含めることはできない。また、特別加入者が営業等の事務作業に従事している場合には事務所の保険関係(末尾6)にて特別加入する必要がある。)
6. 「**特定業務の有無**」を記載しているか。(例・業務内容が「塗装工事」で特定業務に該当しない場合はその理由を余白に記入する。「水性塗料のみ、有機溶剤使用なし」等)
※加入時検診の要件に該当する場合は、振動工具・有機溶剤等の名称(削岩機・トルエン等)を確認して付記し、「特別加入時健康診断申出書」を併せて提出してください。
7. 「**給付基礎日額**」を記載しているか。(15,000円等、設定のない日額ではないか。P77参照)

様式第34号の7 特別加入申請書(中小事業主)

<加入申請書>

様式第34号の10 特別加入申請書(一人親方等)

1. 第一種特別加入者(中小事業主等)の場合は、**事業主と事業主が行う事業に従事する労働者以外の者を「包括加入」**しているか。(特別加入要件を満たす者は全員加入が必要。ただし、事業主に就業実態がなく、包括加入の対象から除外する場合は、「**理由書**」(様式例はP76参照)を添付すること。)
2. 「**特別加入を希望する日**」が申請日の翌日から起算して「**30日以内の日**」となっているか。(「特別加入を希望する日」が「加入承認年月日」となる。)

例) 4月1日特別加入希望の場合は、その日から30日前の3月2日から申請できる。

日付	4/1	3/31	3/30	...	3/4	3/3	3/2
何日前か	0	1	2	...	28	29	30

注) 4月1日付け新規成立事業場について、保険関係成立届と特別加入申請書を「4月1日」に労働局に提出する場合、特別加入を希望する日は、最短で翌日の「4月2日」となる。

ただし、成立日より前に事務委託をしていれば、以下①～③により4月1日から加入できる。

- ① 3月31日までに事務委託をする。
- ② 事務委託後、3月31日までに「加入希望日 4月1日」として特別加入申請書を提出する。
- ③ 4月1日から10日以内に、保険関係成立届を提出する。

<変更届・脱退申請書>

特別加入に関する変更届(中小事業主及び一人親方等)

様式第34号の8

特別加入脱退申請書

1. 主たる農業者が「**特定農作業従事者**」として加入する場合、「**年間総販売額が300万円以上**」又は「**耕地面積が2ha以上**」の加入要件を確認できる**証明書**を添付しているか。
2. 新たに特別加入する者の「**特別加入を希望する日**」が申請日の翌日から起算して「**30日以内の日**」となっているか。

例) 4月1日特別加入希望の場合は、その日から30日前の3月2日から申請できる。

3. 脱退理由が地位の自動消滅事案に該当し、その日まで脱退日を遡及する場合には余白に理由を記載しているか。
また、確認書類を添付しているか。
 - ・「死亡」の場合は戸籍謄本、住民票、診断書、新聞や市町村広報誌のお悔み欄の写し等
 - ・「役員でなくなった」場合は定款、登記簿、役員決定における総会議事録の写し等
 - ・「事業に従事しなくなった(離職)」場合は就労先の保険証・証明書の写し等
 - ・「一人親方等の団体の構成員ではなくなった」場合は団体の脱退証明書等
4. 一部脱退の場合「異動年月日」を記載しているか。(原則、「異動年月日」が「脱退承認年月日」となるので、遡及脱退については上記3に留意してください)
5. 第二種特別加入(一人親方等、特定作業従事者)の事業主証明は「特別加入団体の代表者」となっているか。(事務組合代表者の証明ではありません)
6. 裏面の「事務組合の名称」及び「電話番号」欄、若しくは表面に「事務組合の名称及び住所」を明示しているか。(ゴム印可。承認等通知書の発送作業時に必要な為、ご協力願います)
7. 提出書類の種類は正しいか。
 - ・第一種特別加入者が新規に包括加入する場合は「加入申請書」
 ※以下は様式第34号の8において、該当する方を○で囲ってください。
 - ・追加で加入・一部脱退する場合は「変更届」に○
 - ・全員が脱退・最後の1名が脱退する場合は「脱退申請書」に○
8. 委託解除の場合は「委託解除届」の提出のみで「脱退申請書」の提出は不要。(特別加入者の地位も自動消滅するため。)

<給付基礎日額変更申請書> 特様式第2号

1. 事前申請の場合は、事前申請期間(3月2日～3月31日(必着))に提出されているか。
2. 第一種・三種特別加入者に係る事後申請の場合は、年度更新期間(6月1日～7月10日(必着・閉庁日の場合は翌開庁日))に提出されているか。
 - ※ 事前・事後申請期間以外は受付できないため、返戻します。(年度毎で、変更は1回のみ)
3. 表面の余白に「事務組合の名称及び住所」を明示しているか。
 - ※ ゴム印可。承認等通知書の発送作業時に必要な為、ご協力願います。

<申告書内訳に特別加入の異動を記載した場合>

「年度更新」「概算増額・減額訂正報告」「再確定増額・減額訂正報告」の申告書内訳に特別加入者の異動(加入、脱退)を記載した場合、併せて「特別加入申請書、変更届、脱退申請書」を提出しているか。(申告書内訳で変更できるのは、第一種・第三種特別加入者の給付基礎日額(事後申請)のみで、加入、脱退する場合は申請書等を提出し承認を受ける必要があります)

<委託換え時に特別加入を継続希望する場合>

1. 旧事務組合の委託解除日の翌日に新事務組合に委託換えし、引き続き特別加入を継続希望する場合には、旧委託事務組合の「委託解除通知書(写)」を保険関係成立届(事務処理委託届)に添付し提出しているか。(委託解除届ではなく、委託解除通知書の写を添付)
2. 保険関係成立届(事務処理委託届)の余白に「委託換え、特別加入継続希望」と記載しているか。

「特別加入申請書」記載例

様式第34号の7 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

帳票種別
36211

① 申請に係る事業の労働保険番号
府 県 所 管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号
0 1 1 0 1 9 0 0 0 0 5 0 0 5

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)
厚生労働塗装有限公司

③ 申請に係る事業
名称 (フリガナ) コウセイロウトウトソウユウケンカイ
名称 (漢字) 厚生労働塗装有限公司
事業場の所在地 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2名 *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者		業務の内容		特定業務・給付基礎日額	
フリガナ氏名 コウセイ タロウ 厚生 太郎	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者	業務の具体的内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン) 休憩時間 12:00~13:00 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分~17時30分	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 平成2年 4月 従事した期間の合計 30年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ氏名 コウセイ ジロウ 厚生 次郎	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者	業務の具体的内容 同上	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円

⑥ 労働保険事務組合の証明
上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。
2年 4月 3日
労働保険事務組合 名称 労働保険事務組合 ハロワーク協同組合
〒064-0810 電話 (011) 000-XXXX
主たる事務所の所在地 北海道札幌市中央区南10条西14丁目
代表者の氏名 労災 - 郎

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内)
2年 5月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。
2年 4月 24日
北海道 労働局長 殿
事業主の氏名 住居 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1
厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

- ① 特別加入者の行う業務の具体的内容を記載。
※ 業務内容 (従事する作業) と労働保険番号の末尾 (業種) との間に整合性はあるか、労働者が従事していない業務 (事業主本来の業務) が含まれていないか。
- ② 加入時健康診断の要件を満たす特定業務歴がある場合は有機溶剤、振動工具の名称を付記。
- ③ 労働者の所定労働時間を記載。※休憩時間を付記。
- ④ 「除染作業」欄は必ず該当する項目に○を付ける。

- ① 「従事する特定業務」欄は必ず該当する項目に○を付ける。
- ② 特定業務に該当する場合は「業務歴」欄に必要事項を必ず記載。
- ③ 「希望する給付基礎日額」欄には特別加入保険料算定基礎額月割早見表 (P77) の中から日額を決めて記載。

- ① 事業主を含め、包括加入しなければならない家族従事者又は役員などの氏名をすべて記載。
※ 事業主が特別加入を希望しない場合、理由書が必要。
- ② 特別加入予定者の「氏名フリガナ」「生年月日 (和暦)」を必ず記載。

「特別加入を希望する日」は「申請日」の翌日から起算して30日以内の日を記載。

ゴム印可

「業務の内容」欄の補足事項
※ 漁業で、主たる事業 (海面漁業・定置網漁業又は海面魚類養殖業・水産動植物の採捕又は養殖の事業) と併せて、陸まわりについても労働者とともに作業に従事する場合は、陸まわり作業の内容も明記すること。

特別加入に関する変更届」記載例

特別加入に関する変更届に○をつける。(一部の加入者が脱退の場合は変更届となる)

労働者災害補償保険 (特別加入に関する変更届) (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

帳票種別 3624 今回の変更届に係る者の合計人数と内訳人数を記載

特別加入の承認に係る事業
労働保険番号 0110190000500
事業の名称 厚生労働塗装有限公司

氏名・生年月日・事業主との関係・業務内容についての変更・訂正の場合に記載。
※「変更年月日」「生年月日(和暦)」「変更を生じた者の氏名(フリガナ)」欄は必ず記載。上記以外の変更が生じた事項のみ、変更前・変更後を記載。
※「氏名」「生年月日」の変更・訂正の場合は「業務又は作業の内容」欄に理由を記載。(例:婚姻・誤記入等)

今回の変更届に係る者 合計: 3人
内訳(変更: 1人, 脱退: 1人, 加入: 1人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

変更年月日 1年12月1日	変更を生じた者のフリガナ氏名 ロウドウ ハナコ 労働花子	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 役員	業務又は作業の内容 変更前 建築塗装
生年月日 昭和30年4月1日	変更後のフリガナ氏名 コウセイ ハナコ 厚生花子	変更後 ①本人 ③役員 ⑤家族従事者	変更後 建築塗装、除雪

変更届の場合(特別加入者に関する事項の変更)

- ① 「異動年月日」欄に脱退日を記載。
※ 遡及脱退の場合は添付書類が必要。詳細はP72を参照。
- ② 「氏名フリガナ」「生年月日(和暦)」を必ず記載。

業務又は作業の内容
変更前 札幌市中央区南10条西14丁目
変更後 労働保険事務組合
ハローワーク協同組合

特別加入者でない者の異動年月日 1年11月30日	フリガナ氏名 コウセイ タロウ 厚生太郎	生年月日 昭和10年1月25日	※整理番号
-----------------------------	----------------------------	--------------------	-------

余白に労働保険事務組合名を明示(ゴム印可)

特別加入予定者 異動年月日 1年12月1日 フリガナ氏名 コウセイ シロウ 厚生四郎 生年月日 昭和53年5月5日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) ①本人 ②役員(取締役) ⑤家族従事者	業務又は作業の具体的内容 一般建築物の塗装(トルエン・キシレン) 休憩時間 12:00~13:00 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 9時00分~17時00分	除染作業 1有 ③無	特定業務・給付基礎日額 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成15年4月 従事した期間の合計 16年間 8ヶ月 希望する給付基礎日額 9000円
---	--	---	------------------	--

追加加入の記載については、特別加入申請書記載例(P73)を参照

脱退申請
以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。
追加加入の場合、「変更決定を希望する日」は申請日の翌日から30日以内の日を記載。
脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内)
年 月 日

ゴム印可

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。
1年11月29日
北海道 労働局長 殿

〒060-8566 電話 (011) 709-2311
住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1
事業主の氏名 厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生花子
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

「特別加入脱退申請書」「給付基礎日額変更申請書」記載例

様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

帳票種別 **36241**

特別加入の承認に係る事業
労働保険番号 **011019000005005**

事業場の所在地 **北海道札幌市北区北8条西2丁目1**

事業主の氏名 **厚生労働塗装有限公司**

特別加入者に関する事項
変更年月日 **11月30日**
変更を生じた者のフリガナ **ハローワーク協同組合**
変更後のフリガナ **ハローワーク協同組合**

脱退の理由 **特別加入者が全員脱退する為**

脱退の理由を記載。遡及脱退の場合は原因・理由を記載し、謄本(写)等の確認出来る書類を添付。(P72)

余白に労働保険事務組合名を明示 (ゴム印可)

〒060-8566 電話 (011) 709-2311
北海道札幌市北区北8条西2丁目1
株式会社 厚生労働 代表取締役 厚生花子
(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

ゴム印可

特様式第2号

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書 (特別加入)

帳票種別 **36245**

労働保険番号 **01330900000100**

住所 **北海道** 労働局長 殿

特別加入団体の場合はその団体の証明 (ゴム印可)

〒060-8566 電話番号 011-709-2311
札幌市北区北8条西2丁目1
株式会社 厚生労働 代表取締役 労働太郎
(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

「給付基礎日額変更申請書」に関しては、この例のように余白部分があるので、この位置に「事務組合名」を明示。(ゴム印可)

※ 整理番号	変更を希望する特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する給付基礎日額
1	労働太郎	20.000	22.000

札幌市中央区南10条西14丁目
労働者災害補償事務組合
ハローワーク協同組合

理 由 書

令和 年 月 日

ゴム印可

北海道労働局長 殿

事業主の住所

事業主の氏名

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

私は、下記の理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としていないことを希望します。

なお、特別加入対象から除外されることにより、特別加入者でなくなった日以降に発生した事故について、労災保険給付を受けられないことについては承知しました。

記

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

※特例計算（月割）による保険料算定基礎額

=【保険料算定基礎額÷12（小数点以下切り上げ）】×【加入月数】

※特別加入者が複数人いる場合、申告額は個々の加入者の算定基礎額を円単位まで合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出します。

粉じん作業（じん肺法施行規則第2条 別表）

- 一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐(すい)する場所における作業
 - ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- 一の二 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）。
 - 三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
 - ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
 - ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
 - 三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽(けん)引する機関車を運転する作業を除く。
- 五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。
 - 五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
 - 五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
- 六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第十三号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業
 - ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
- 七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
- 八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
 - ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業
 - ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し又は粉碎する場所における作業
- 九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）。
 - 十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
 - 十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第十四号までに掲げる作業を除く。）。
 - 十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投入する作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
 - 十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
 - ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
 - 十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
 - 十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。
 - 十六 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）。
 - 十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
 - 十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
 - 十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
 - 二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
 - 二十の二 金属をアーク溶接する作業
 - 二十一 金属を溶射する場所における作業
 - 二十二 染土の付着した藎(い)草を庫(くら)入れし、庫(くら)出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
 - 二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチブルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業
 - 二十四 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

有機溶剤（特別有機溶剤を含む）

アセトン
イソブチルアルコール
イソプロピルアルコール
イソペンチルアルコール（別名 イソアミルアルコール）
エチルエーテル
エチルベンゼン等
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名 セロソルブ）
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名 セロソルブアセテート）
エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名 ブチルセロソルブ）
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名 メチルセロソルブ）
オルト-ジクロロベンゼン
キシレン
クレゾール
クロロベンゼン
クロロホルム
酢酸イソブチル
酢酸イソプロピル
酢酸イソペンチル（別名 酢酸イソアミル）
酢酸エチル
酢酸ノルマル-ブチル
酢酸ノルマル-プロピル
酢酸ノルマル-ペンチル（別名 酢酸ノルマル-アミル）
酢酸メチル
四塩化炭素
シクロヘキサノール
シクロヘキサノン
1, 4 - ジオキサン
ジクロルメタン（別名 二塩化メチレン）
1, 2 - ジクロルエタン
1, 2 - ジクロルエチレン（別名 二塩化アセチレン）
1, 2 - ジクロロプロパン等
N, N - ジメチルホルムアミド
スチレン
テトラクロルエチレン（別名 パークロルエチレン）
1, 1, 2, 2 - テトラクロルエタン（別名 四塩化アセチレン）
テトラヒドロフラン
1, 1, 1 - トリクロルエタン
トリクロルエチレン
トルエン
二硫化炭素
ノルマルヘキサノール
1 - ブタノール
2 - ブタノール
メタノール
メチルイソブチルケトン
メチルエチルケトン
メチルシクロヘキサノール
メチルシクロヘキサノン
メチル-ノルマル-ブチルケトン
ガソリン
コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
石油エーテル
石油ナフサ
石油ベンジン
テレピン油
ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
前各号に掲げる物のみから成る混合物

身体に振動を与える業務（振動工具）

昭和52年5月28日付け基発第307号記の2

振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる「振動業務」とは、次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る）を取り扱う業務をいう。

- (1) さく岩機
- (2) チッピングハンマー
- (3) 鋏打機
- (4) コーキングハンマー
- (5) ハンドハンマー
- (6) ベビーハンマー
- (7) コンクリートブレーカー
- (8) スケーリングハンマー
- (9) サンドハンマー
- (10) チェンソー
- (11) ブッシュクリーナー
- (12) エンジンカッター
- (13) 携帯用木材皮はぎ機
- (14) 携帯用タイタンパー
- (15) 携帯用研削盤
- (16) スイング研削盤
- (17) 卓上用研削盤
- (18) 床上用研削盤
- (19) (1)から(18)までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

昭和52年5月28日付け事務連絡第23号記の2の(1)

振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる振動業務の範囲が明らかにされており、取り扱う振動工具が例示されているが、これら以外の振動工具として上図の(19)に該当するものには、例えば、次に掲げるものなどがある（商品名で示したものが含まれている）。

ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレーカー、フラックスチツパ、エアーチツパ、アングルグラインダー、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ（ナットランナ）、バイブレーションシャー（ハンドシャー又はニブラー）、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー